「妊婦のための支援給付」および「妊婦等包括相談支援事業」のご案内

（旧国の出産・子育て応援交付金事業）

豊浦町では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、面談等を通じて身近に相談に応じ、必要な支援につなげるとともに、妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、給付金を支給します。

～　事業の内容　～

妊娠届出時

① **妊娠届出書の提出**
医療機関から発行された届出書を提出していただきます。（妊婦給付認定申請書も兼ねています）

② **保健師との面談**
出産までの見通しなどを一緒に確認します。

→ 妊婦支援給付金（１回目）
５万円

妊娠９か月頃

① **面談のオンライン予約**
妊娠８カ月頃に、面談のご案内を郵送します。
ご案内の二次元コードから専用フォームにて予約をしてください。

② **保健師との面談**
事前連絡のうえ、出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認します。

新生児訪問時

① **保健師の訪問による面談**
事前連絡のうえ、保健師が訪問し、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続き、利用できる支援サービスなどを一緒に確認します。

② **胎児の数の届出書の提出**
届出書は訪問前に郵送し、訪問時提出していただきます。

→ 妊婦支援給付金（２回目）
胎児１人あたり
５万円

◎ **給付金の受け取り方法**
申請後、約１カ月後に指定された口座に給付金を振り込みます。

◎ **申請に必要なもの**
① マイナンバーカードまたは通知カード：コピーはしないで原本をお持ちください。
② 通帳等のコピー：A4サイズ、口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、名義人等）のわかるページのコピーを提出してください。

※流産、死産および人工妊娠中絶された方も届出書等の提出により対象になります。

保健センターでは一人ひとりの妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなどの相談を随時受け付けています。

【お問い合わせ先】
豊浦町総合保健福祉施設やまびこ内
保健センター
電話：0142-82-3844